

全 員 協 議 会 資 料

令 和 元 年 月 日

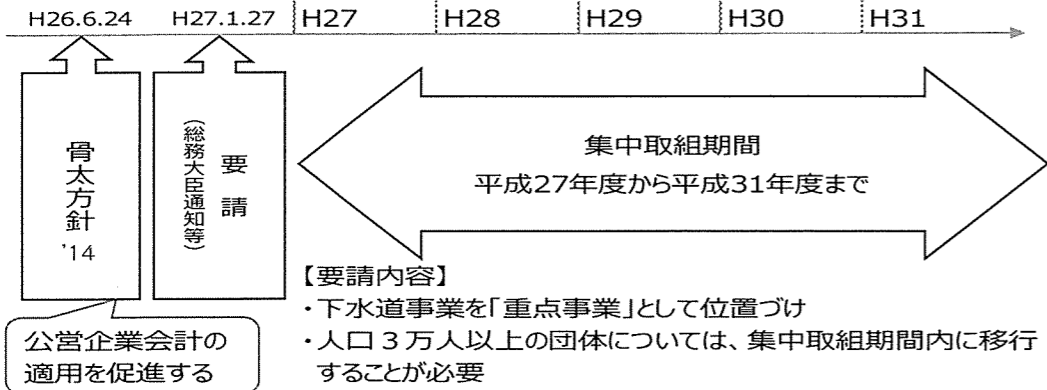
下 水 道 事 業 に お け る 地 方 公 営 企 業 法 の 適 用 に つ い て

下水道事業における地方公営企業法の適用について

東大和市下水道総合計画の重点施策「経営基盤強化」への取組として、下水道事業について地方公営企業法を適用します。

1 背景と当市における現状等

(1) 国の動向



(2) 当市における現状と地方公営企業法の適用に向けた取組

- 昭和50年度 整備開始
- 昭和60年度 供用開始

現在の普及率 99.9%
普及に向けた整備から維持管理へ

国における取組と基調を合わせ、将来にわたり安定的に事業を継続していくため、地方公営企業法を適用（以下「法適用」という）し、公営企業会計への移行に取り組む

(平成29年10月策定)

東大和市下水道事業 地方公営企業法適用基本方針

- 対象事業：公共下水道事業
- 法適用範囲：財務適用
- 適用時期：令和2年4月1日

| | | |
|-------------------------|---------------------------------|------------|
| 1 事務手続等の支援 3,542万4,000円 | | |
| 期間① | 平成29年度 | 572万4,000円 |
| 内容 | ・基本方針の策定 ・固定資産台帳の整備に必要な資料の整理 等 | |
| 期間② | 平成30年度～令和2年度（債務負担） | 2,970万円 |
| 内容 | ・固定資産の整理 ・法適用準備に係る調整事項の整理 等 | |
| 2 会計システムの構築 917万8,920円 | | |
| 期間 | 平成30年度～平成31年度（債務負担） | |
| 内容 | ・機器の設置 ・会計事務規則等に合わせた会計システムの導入 等 | |

2 法適用の概要

地方公営企業とは、
・地方公共団体が経営する企業活動を総称したもの
・住民生活に身近な社会資本の整備及びサービスを提供

将来にわたって、持続可能な経営を確保し、本来の目的である公共の福祉を増進していくためには、**様々な状況の変化に適切に対応し、そのあり方を絶えず見直していく必要がある。**

“下水道事業における状況の変化”

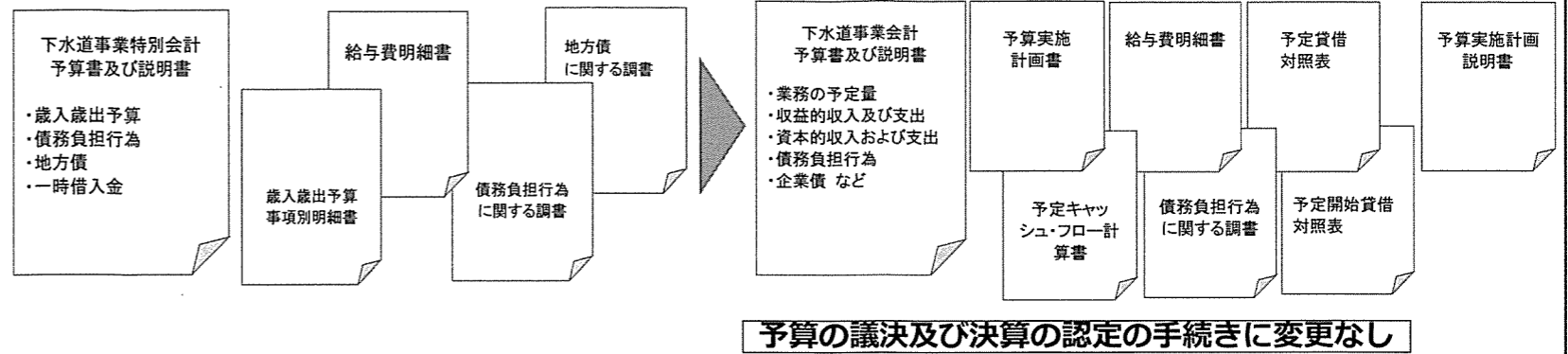
- 下水道施設の老朽化
- 汚水排出量の変化
- 行政サービスの多様化による厳しい財政状況 等

公営企業会計 → 各事業年度の期間損益計算 ⇒ **経営成績**
資産、負債及び資本の把握 ⇒ **財務状況** } を明らかにする

3 法適用による変更点

① 一般的な官庁会計とは異なった企業会計方式に変わります

② 予算、決算における提出書類が変わります



③ 出納整理期間がなくなります



④ 工事請負の契約等について議会の議決が不要となります

予算案の提案において、
・予算書の記載事項「業務の予定量」において「主な建設改良事業」の項目を示す
・予算参考資料に工事概要を掲載し、別添資料として工事予定箇所図を示す（これまでどおり）など、審議に必要な情報を提供する。

4 公営企業会計の特徴

- ① 経理は特別会計を設けて行う
- ② 独立採算制
⇒ 経営に係る経費は、その経営に伴う収入をもって充てる
「雨水公費、汚水私費」の原則に変わりなし
- ③ 経費負担の原則
⇒ 性質上、受益者負担の原則に適さない経費、経営上非効率と認められる経費は、一般会計で負担する
一般会計からの繰入は「繰出基準」に基づき実施

5 今後の予定

